

津山市立高倉小学校 いじめ問題対策基本方針

2024.04.01

めざす子ども像

- 考える子…自ら考え、判断し、解決する(喜びいっぱい)
- 助け合う子…お互いの良さを認め、仲良くする(笑顔いっぱい)
- やるく子…夢や目標を持ち、苦しいことも乗り越え、粘り強く取り組む(元気いっぱい)

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・【中心となる対策】いじめを防止するために、児童一人ひとりが認められ、だれもが活躍できる授業づくりや学級づくりをすすめ、自己有用感を高める。
- ・【校内指導体制の在り方】いじめ対策委員会を設置し、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、人権教育担当が中心となり、いじめに関するアンケートやいじめ防止のための取組などについて提案・計画・評価する。場合に応じて、スクールカウンセラーと連携をとり、さまざまな角度からいじめ問題解決の方法を協議する。
- ・【保護者・地域・関係機関との連携】学級懇談や地区懇談会でいじめについて取り上げ、未然防止・早期発見に向けて、保護者や地域の方の意見を聞く。個人懇談だけでなく、気になる児童については、日頃から保護者と連絡を密にとるようにする。場合に応じて、SC、SSW、ボボロ津山相談員と有機的に連携する。
- ・【重点となる取組】いじめ防止啓発月間に、いじめをテーマとしたポスターづくりや標語づくりに取り組む。
- ・12月に人権参観日を行なう。また、児童会主催の人権集会を行い、いじめ問題も含めた人権問題について学習・発表する。
- ・インターネット等ネット上でいじめ問題についての認識を深めるために、低学年から発達段階に応じた情報モラルに関する学習を行う。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- ・学校基本方針についてPTA総会またはPTA人権研修会で説明し、基本方針についての理解を求める。
- ・学級懇談会や地区懇談会でいじめ問題について意見を交流し、懇談会での意見を取り組み改善に生かす。いじめ防止の学校の取組について理解してもらうとともに、早期発見への協力をお願いする。
- ・学校評議会でいじめ問題について取り上げ、基本方針を理解してもらうとともに、早期発見への協力をお願いする。
- ・「高倉地区青少年を健全に育てる会」で、児童の地域での見守りと早期発見に向けての情報提供をお願いする。
- ・保護者に情報モラル学習を参観してもらい、学級懇談会に生かす。
- ・PTA人権講演会で、いじめ問題を含めた人権問題について研修する。

学 校

いじめ問題対策委員会

- ・対策委員会の役割>
 - ・基本方針と年間計画に基づく取組の計画・実行・検証・修正
- ・対策委員会の開催時期>
 - ・基本的に学期1回
- ・対策委員会の内容の教職員への伝達>
 - ・職員会議で全職員に周知
 - ・いじめ事案への対応時はその都度、終礼で伝達
- ・構成メンバー>
 - ・校外
教育関係諸機関
 - ・校内
校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・教育相談担当・人権教育担当
SC・SSW

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

- ・津山市教育委員会
- ・津山警察署

＜連携の内容＞

- ・ネットパトロールによる監視
- ・学校側の窓口>
 - ・生徒指導主事
- ・連携機関名>
 - ・津山警察署
- ・連携の内容>
 - ・非行防止教室(6年)の実施
 - ・連絡会議の開催・定期的なパトロール
- ・学校側の窓口>
 - ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

| | |
|--------------|--|
| ① いじめの防止 | 【わかる授業づくり】 <ul style="list-style-type: none">・だれもがわかる授業づくりを目指すとともに、個に応じたきめ細かい指導を行う。落ち着いた学習の基礎になる学習規律を定着させる。 |
| | 【あたたかい人間関係の学級づくり】 <ul style="list-style-type: none">・「いいところ見つけ」や係活動の工夫など、一人ひとりが認められる学級づくりを行う。また、授業の中でも、互いに認め合えたり、理解し合えたりする場面を意図して構成し、集団の高まりを目指す。 |
| | 【道徳教育・人権教育・情報モラル指導】 <ul style="list-style-type: none">・道徳教育や人権教育の充実に努め、低学年から発達段階に応じた情報モラル指導を行う。高学年では保護者にも参観を呼びかける。・いじめ防止啓発月間に、いじめをテーマとしたポスターづくりや標語づくりを行う。・いじめ問題も含めた人権参観日を12月に実施する。 |
| | 【児童集会】 <ul style="list-style-type: none">・人権週間に、児童会主催の人権集会を行う。人権集会では人権参観日で学んだことや一人ひとりを大切にする各クラスの取組について発表する。 |
| | 【たのむわい活動の充実】 <ul style="list-style-type: none">・そぞじや学校行事にたてわり活動を取り入れ、だれもが活躍できる場となるようにしていき、自己有用感を高める。 |
| | 【職員研修】 <ul style="list-style-type: none">・いじめの未然防止のためには「わかる授業づくり」や「すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫」が重要であることから、教員の授業力向上の研修を行う。・教員の指導力向上のために、情報モラル等いじめについての研修を行う。 |
| | ② 早期発見 |
| ③ いじめへの対処 | 【実態把握】 <ul style="list-style-type: none">・アンケートを学期に1回行い、必要に応じて個別に懇談する。児童との個人面談日や保護者との面談日を設け、早期発見を図る。・養護教諭や担任外教職員とも連携し、気になる児童について、早急に情報収集を行う。・日頃から保護者と連絡をとるようにし、家庭での様子を早く把握する。 |
| | 【相談体制】 <ul style="list-style-type: none">・相談担当の教員を児童に周知させるとともに、困ったことや友達のことや気になることがあつたら担任にすぐ知らせるように常々教室で話すようになる。・全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声をかけ、児童の様子を担任に伝えるようになる。 |
| | 【情報共有】 <ul style="list-style-type: none">・日頃から児童との信頼関係を築き、児童が示す変化やサインを見逃さないようにし、終礼で伝えるなどして常に情報を共有できるようになる。 |
| | 【家庭への啓発】 <ul style="list-style-type: none">・家庭でのいじめ早期発見のために、学級懇談で児童の様子を見つめるためのポイントを知らせる。保護者同士の交流を大切にし、話し合いができるあたたかい保護者会になるように雰囲気づくりに努める。 |
| | 【いじめの有無の確認】 <ul style="list-style-type: none">・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになつたりしたときには、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 |
| ③ いじめへの対処 | 【いじめへの組織的対応の検討】 <ul style="list-style-type: none">・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策検討委員会を開催する。・事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。 |
| | 【いじめられた児童への支援】 <ul style="list-style-type: none">・いじめがあつたことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。・いじめの解消後も、心身の苦痛の有無や、人間関係など、注意して観察する。 |
| | 【いじめた児童への指導】 <ul style="list-style-type: none">・いじめた児童に対しては、いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 |